

道路占用工事施行要綱

平成22年10月1日告示
平成23年 4月1日施行
苫小牧市都市建設部

苫小牧市道路管理規則（平成9年3月26日規則第7号）第5条及び第10条に規定する
占用工事の施行については、この要綱に定めるところによる。

（復旧範囲）

第1条 仮復旧工事の復旧範囲は掘削部分とする。

- 2 本復旧工事の復旧範囲は、掘削部分に影響部分を加え、必要により舗装の絶縁線までの距離を加えたものとし、図-1に示すとおりとする。なお、影響幅は路盤厚（凍上抑制層は含まない）とするものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、その工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認めた場合は、道路管理者の指示する範囲を復旧するものとする。

（既設舗装の取りこわし）

第2条 復旧工事における既設舗装の取りこわしは、路面に直角にダイヤモンドカッター等を使用し、粗雑にならないように施工するものとする。

（埋戻しの施工方法及び使用材料）

第3条 埋戻しは、ランマー等の締固め機械を使用し、敷きならし厚0.2mごとに十分な締固めを行うものとする。

- 2 占用物件の周囲とその上端0.1mまでは、占用物件の保護等を考慮し、突き棒や電動式締固め機械等を併用して十分締固めを行うものとする。
- 3 埋め戻しに使用する材料は、次のとおりとする。

（1）車道部及び歩道部の占用物件の周囲とその上端0.1mまでの部分に

あつては、砂または良質発生土（第1種建設発生土）を使用するものとする。ただし、管巻き立て等の基礎工事を施さなければならない場合はこの限りではない。

(2) 車道部及び歩道部の路床面から占用物件の上端0.1mまでの部分にあつては、砂または良質発生土（第1種及び第2種建設発生土）を使用するものとする。ただし、土壌改良等を施さなければならない場合はこの限りではない。

(3) 埋戻しに使用する材料規格は、「発生土利用基準について」（平成18年8月18日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）によるほか、北海道建設部土木工事共通仕様書（北海道土木協会）による。

（舗装復旧について）

第4条 舗装復旧は、舗装工事業者に行わせること。ただし、仮復旧及び砂利道路等の簡易な復旧工事を施工する場合にはこの限りではない。

- 2 車道部及び歩道部における本復旧までの間については、埋め戻し完了後直ちに仮舗装復旧を路盤先行工法により行うものとする。この場合の舗装道路の表面舗装厚は、車道部4cm（都市計画街路は6cm）、歩道部2cmとし、現状の表層材、若しくは常温合材（密粒度As等の同等製品以上も可）を使用すること。ただし、車道部における既存の舗装厚が4cm以下の場合（防塵処理等）は、仮復旧厚を3cmとすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず特殊な復旧工事をする必要があると道路管理者が認めるときは、別に指示する方法により占用者に仮復旧工事を施工させることができる。
- 4 仮復旧工事完了から原則14日以内に本復旧工事を完了すること。ただし、冬期間における本復旧工事の施工時期（原則、本復旧工事は融雪後から降雪前までに行うこと）、工事規模及び工程管理上やむを得ない理由がある場合、その他道路管理者が特に必要と認める場合については、別途、道路管理者と協議の上、その指示に従うこと。
- 5 仮復旧工事完了から本復旧工事完了までの期間においては、占用者は現場を巡回し、路盤沈下その他不具合が生じた箇所は直ちに材料を補填する等適切な措置を施し、

交通の円滑を図らなければならない。

- 6 舗装構造は、原状回復を原則とする。ただし、道路管理者が特に必要と認めた場合は、その指示によるものとする。
- 7 復旧工事に使用する材料及び施工方法については、北海道建設部土木工事共通仕様書による。

(埋戻し復旧跡及び舗装完了の検査)

第5条 占有者は、復旧工事について次の写真を道路管理者に提出し、検査を受けなければならない。(市発注の上下水道工事は除外とする)

- (1) 施工前写真
- (2) 埋め戻し材料写真
- (3) 各層ごとの埋め戻し作業写真
- (4) 本復旧後完成写真

(路面標示)

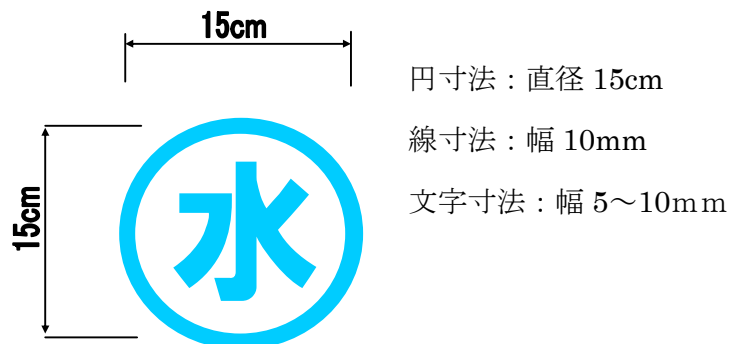
第6条 占有者は、車道部における宅内供給占有工事等において舗装等を撤去した場合は、仮舗装復旧終了後、影響幅部分に必要な事項について明示しなければならない。

- 2 明示事項は、占有区分別に次の記号を表示しなければならない。

| 種 別 | 標示記号 | 標示色 |
|-------|------|-----|
| 水道供給管 | 水 | 白 |
| 下水排水管 | 下 | 白 |
| ガス供給管 | ガ | 白 |
| 熱供給管 | 熱 | 白 |

※宅地内供給管占有工事のみ対象とする

- 3 表示方式は次の寸法とし、型枠は占有者または施工業者が作成することとする。



4 延長が長い場合には、起終点および50メートルごとに表示することとする。

(保証期間等)

第7条 復旧工事の保証期間は、道路の構造などを考慮して次のとおりとする。

(1) 車道における特殊舗装、アスファルト舗装等 2年間

(2) 簡易舗装、砂利道、歩道舗装等 1年間

2 前項の規定にかかわらず、その瑕疵が占用工事を施行した者の故意又は重大な過失により生じた場合の補修工事及び損害の賠償の請求期間は、当該占用工事の期間満了の日から10年間とする。

(その他)

第8条 本要綱に定めない事項については、道路管理者との協議によることとする。

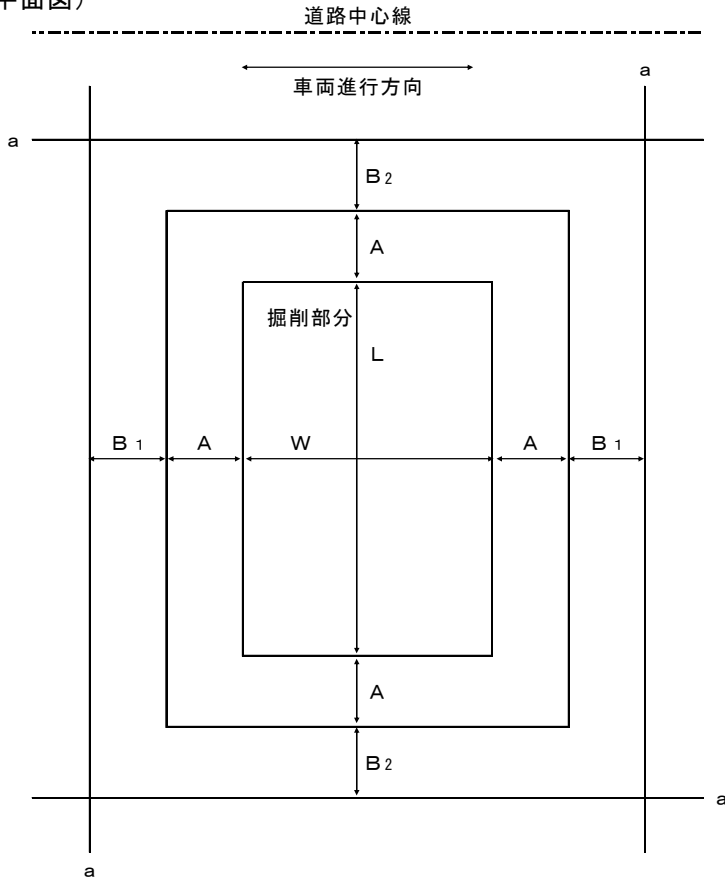
附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(決裁・都市建設部道路維持課)

【図一1】復旧範囲

(平面図)



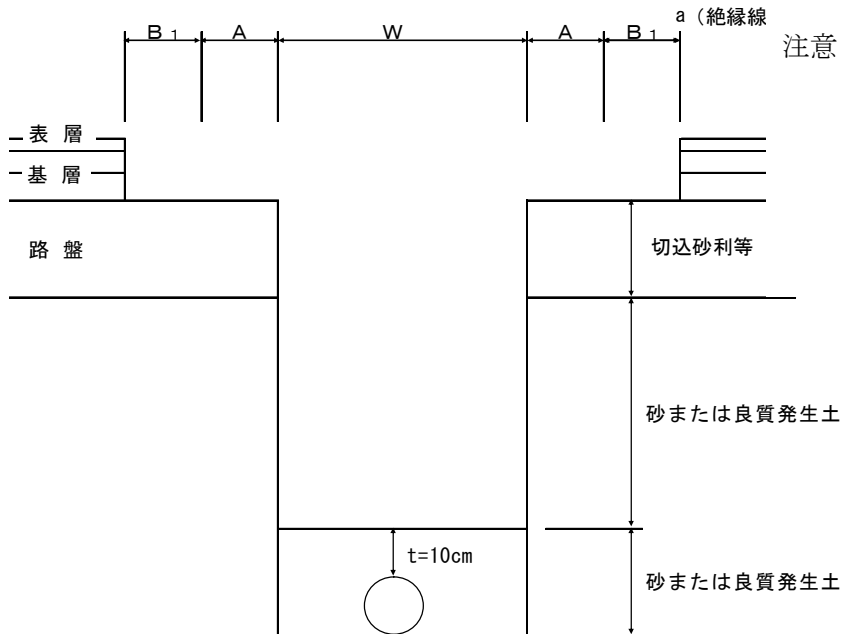
- W = 掘削幅
- L = 掘削長
- A = 影響幅 (路盤厚)
- a = 舗装の絶縁線 (目地、版端等)
- B₁ = 道路の中心線と直角の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離 (1.2mより大きくなる場合は0とする)
- B₂ = 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離 (1.2mより大きくなる場合は0とする)

注意1 B₁、B₂部分の復旧範囲は、表層、基層及び上層路盤 (AS 安定処理) とする。

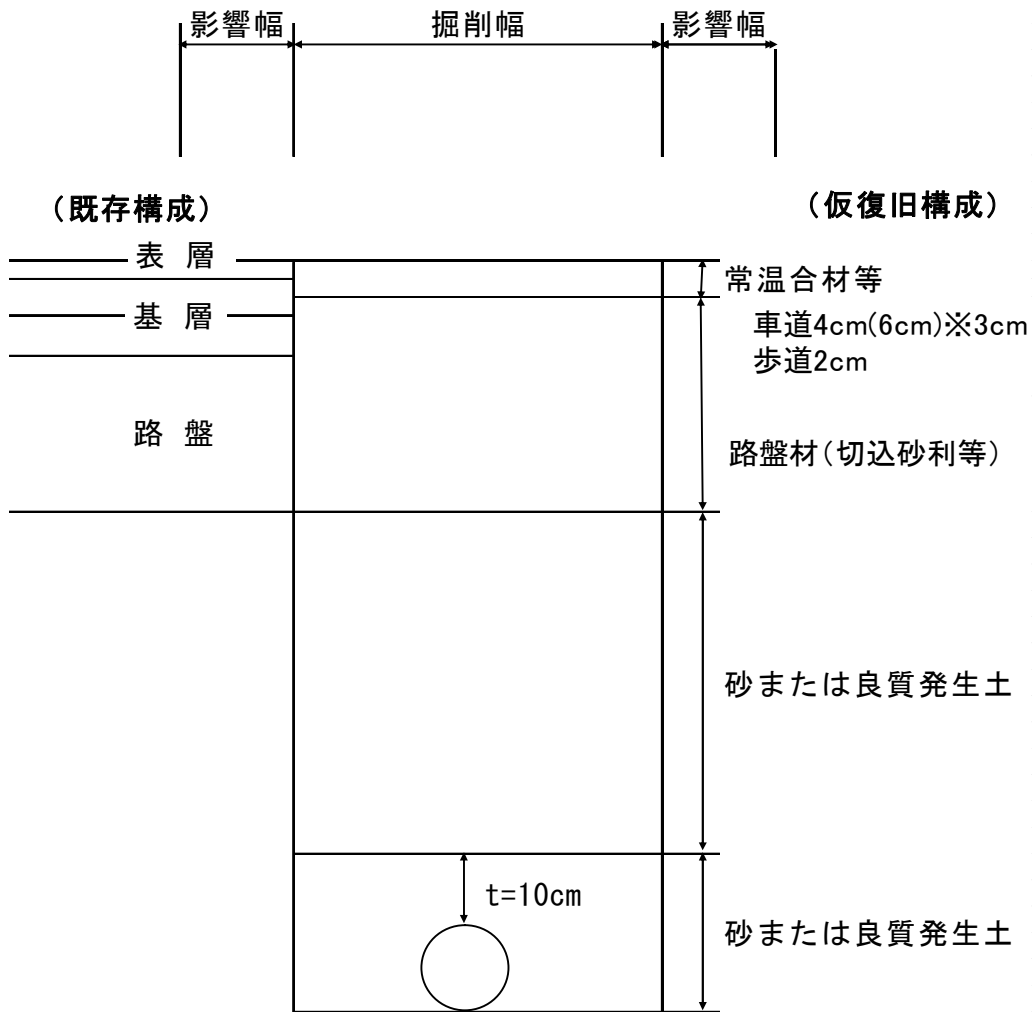
注意2 B₁、B₂部分の復旧範囲とは、影響幅を取った後の残りが 1.2m未満の場合は全て本復旧するというものである。

注意3 「路盤厚」とは、表層、基層または上層路盤 (AS 安定処理) と路床との間であって、主として砂利、碎石等の材料を持って構成された層の厚さをいう。

(断面図)



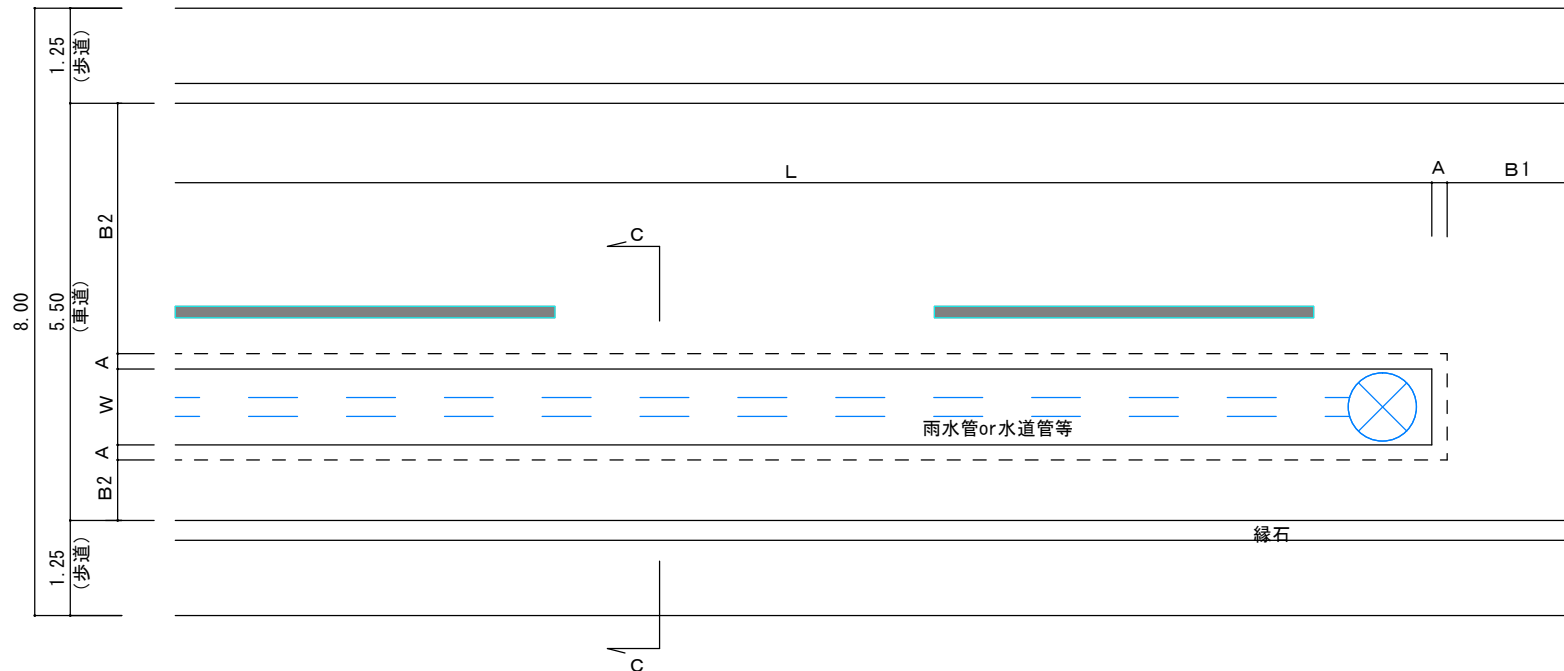
【図一2】 仮復旧断面図



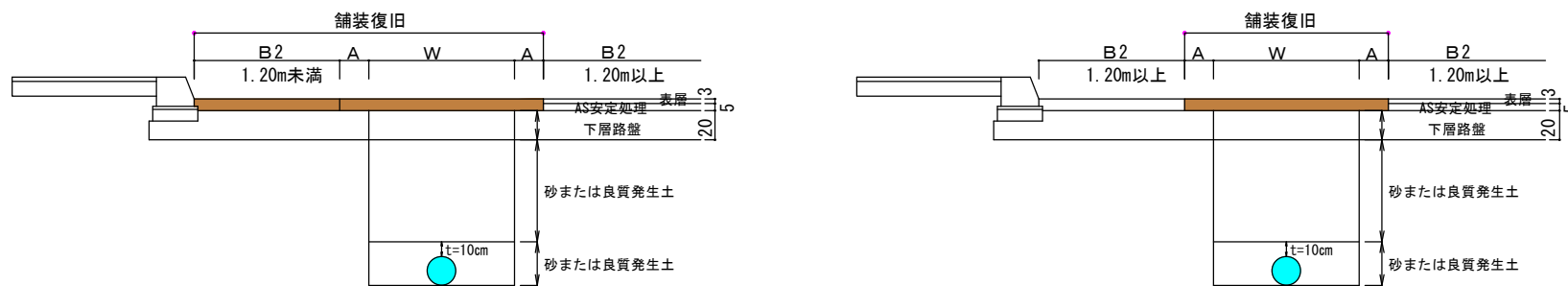
平面図（舗装復旧）

W=8.0m（舗装構造 3-5-20）

【雨水管、水道管等本管】



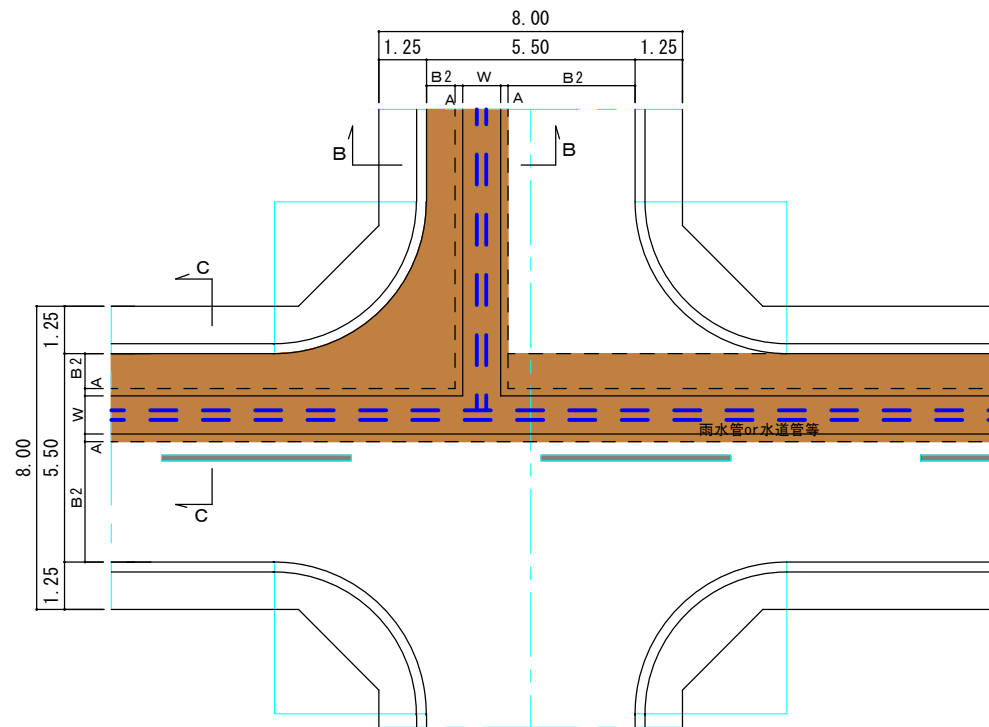
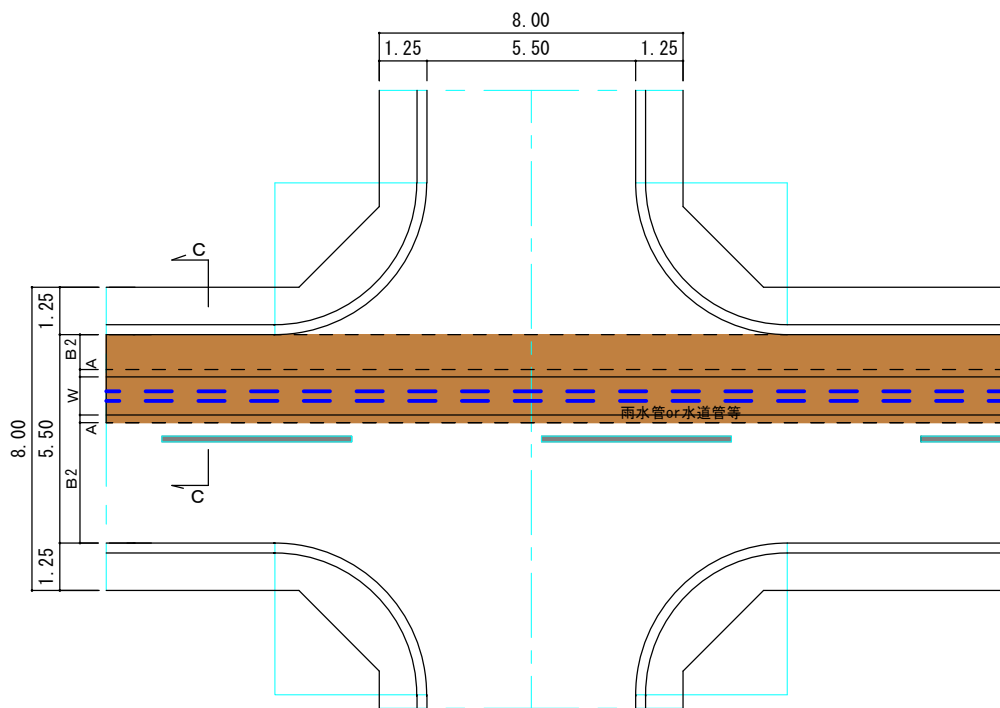
C — C 断面



- W = 掘削幅
- L = 掘削延長
- A = 影響幅（路盤厚）
- B1 = 舗装の絶縁線までの距離（道路中心線と直角方向）
- B2 = 舗装の絶縁線までの距離（道路中心線と平行方向）

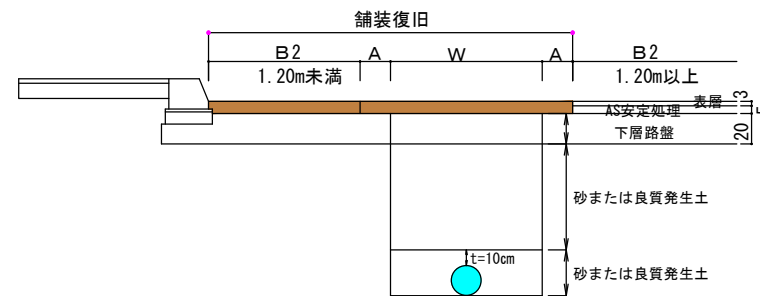
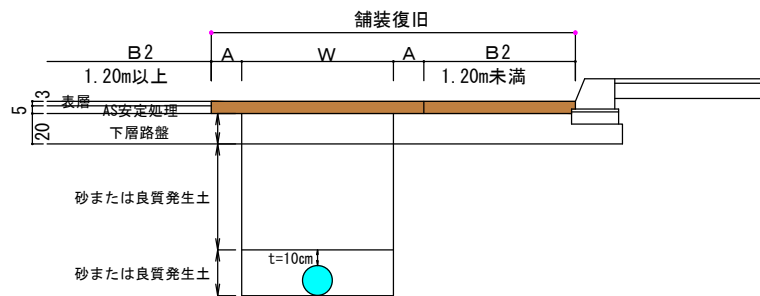
平面図（交差点舗装復旧）【B2=1.2m未満の場合】

W=8.0m（舗装構造 3-5-20）



C - C 断面

B - B 断面



W = 掘削幅

A = 影響幅（路盤厚）

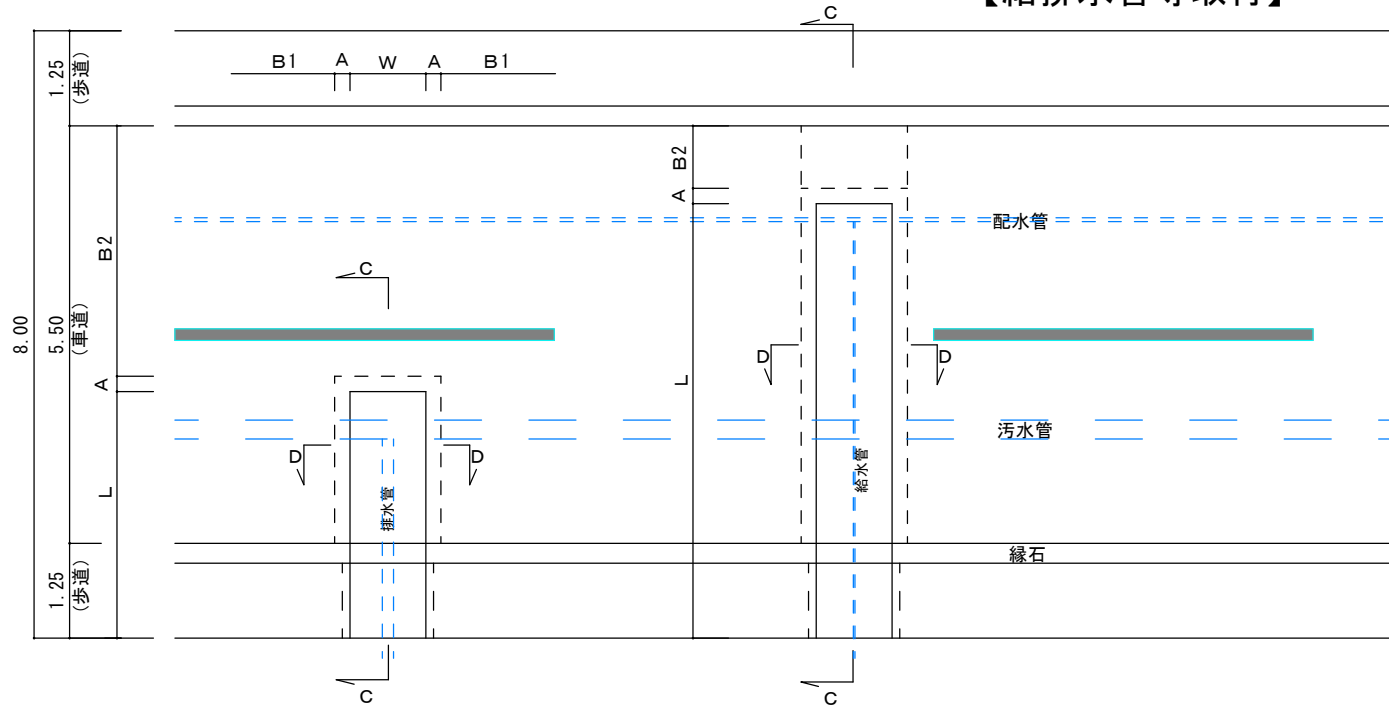
B1 = 舗装の絶縁線までの距離（道路中心線と直角方向）

B2 = 舗装の絶縁線までの距離（道路中心線と平行方向）

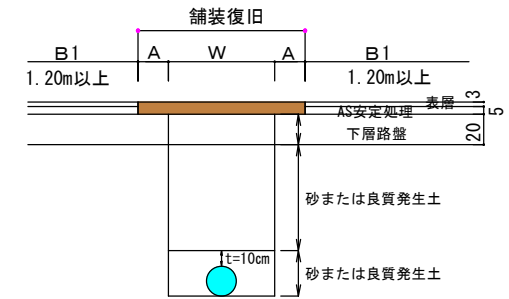
平面図（舗装復旧）

W=8.0m（舗装構造 3-5-20）

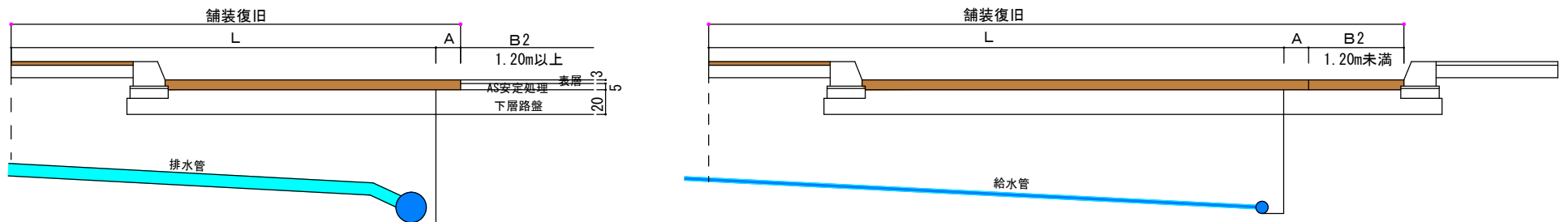
【給排水管等取付】



D — D 断面



C — C 断面

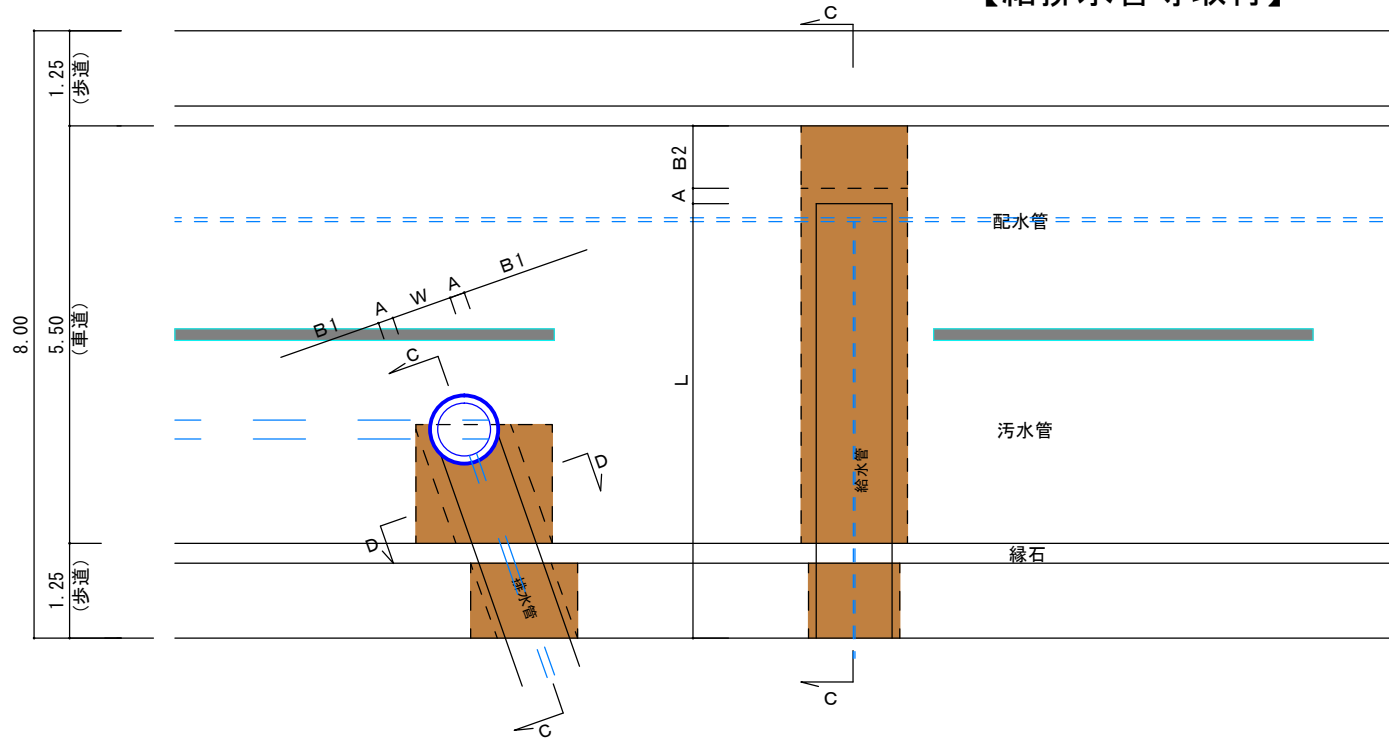


- W = 掘削幅
- L = 掘削延長
- A = 影響幅（路盤厚）
- B1 = 舗装の絶縁線までの距離（道路中心線と直角方向）
- B2 = 舗装の絶縁線までの距離（道路中心線と平行方向）

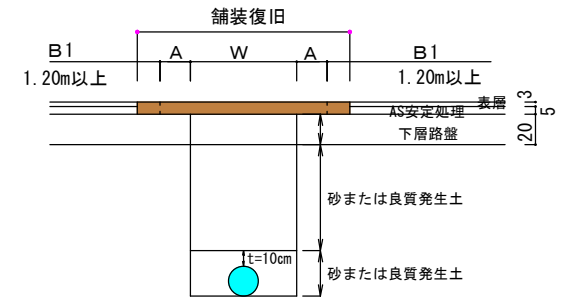
平面図（舗装復旧）

W=8.0m（舗装構造 3-5-20）

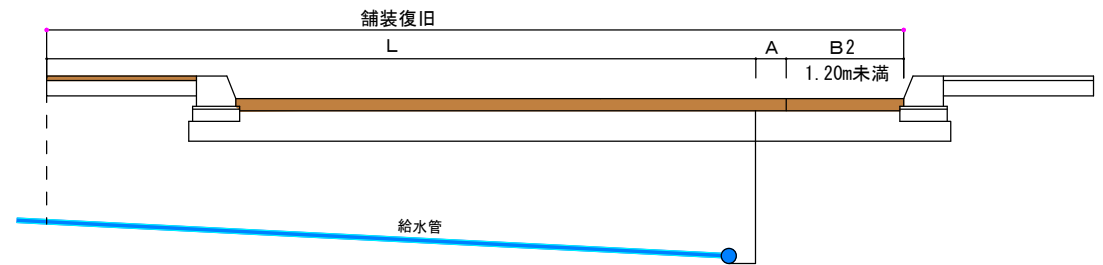
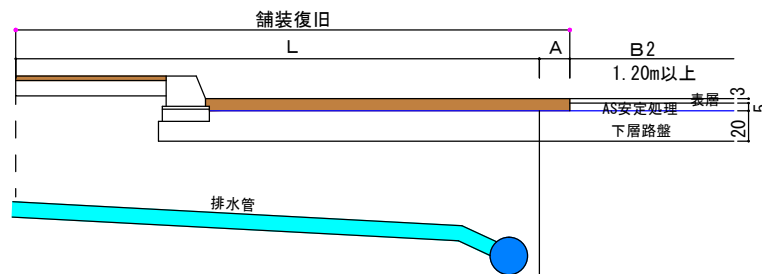
【給排水管等取付】



D — D 断面



C — C 断面



- W=掘削幅
- L=掘削延長
- A=影響幅（路盤厚）
- B1=舗装の絶縁線までの距離（道路中心線と直角方向）
- B2=舗装の絶縁線までの距離（道路中心線と平行方向）

道路管理者

苫小牧市長 岩倉 博文 様

施工業者 住 所

氏 名

印

道路占用工事完了届

下記、道路占用工事に伴う舗装道路等の本復旧が完了したので届けます。

| | |
|-----------|-------------|
| 路 線 名 | |
| 占 用 場 所 | |
| 占 用 の 目 的 | |
| 受 付 番 号 | No. |
| 許 可 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 指 令 番 号 | 苫小牧市指令道維第 号 |
| 完 了 年 月 日 | 平成 年 月 日 |

注1 占用の目的には、給排水管布設(撤去)工事、電力管布設(撤去)工事、熱供給管布設(撤去)工事、ガス管布設(撤去)工事、送水管布設(撤去)工事などの区分を明記すること。

注2 必ず、着工前写真、埋め戻し材料写真、埋め戻し各層厚が確認できる写真(0.2m毎に撮影すること)、仮復旧完了写真、本復旧完了写真を添付すること。

検 査 書

上記工事は、苫小牧市が定める道路占用工事施工要綱に基づき適正に完了していることを認めます。

平成 年 月 日

検査員

道路監理員

道路維持課維持係

係 長

印